

議第 85 号

下呂市附属機関設置条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

本市の農業関係機関・団体・農業者等による附属機関を設置し、有機農業実施計画の作成及びその円滑な取組に関する必要な事項を協議し、環境にやさしい農業を実現するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市附属機関設置条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	所掌事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	所掌事務
市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市農 業融資制度推進会議の項 （略）		市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市農 業融資制度推進会議の項 （略）	
	下呂市有 機農業推 進協議会	<u>有機農業実施計画 の作成及びその円 滑な取組に関する 必要な事項を協議 する。</u>			
	下呂市森林管理委員会の項 ～下呂市下呂温泉合掌村経 営改善委員会の項 （略）			下呂市森林管理委員会の項 ～下呂市下呂温泉合掌村経 営改善委員会の項 （略）	
教育委員会の部 （略）			教育委員会の部 （略）		

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条、第 5 条関係）			別表（第 2 条、第 5 条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～鳥		下呂市職員	教育委員会委員の項～鳥		下呂市職員

改 正 後				改 正 前			
獣被害対策実施隊員の部 (略)			等の旅費に 関する条例 (平成16年 下呂市条例 第51号)に	獣被害対策実施隊員の部 (略)			等の旅費に 関する条例 (平成16年 下呂市条例 第51号)に
下呂市有機農業 推進協議会委員	日 額	6,0 00 円					
森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律 第261号）第3条第3項第 2号、第3号及び第3号 の2に該当する職にある 者のうち、前各号に該当 しないものの項（略）			における行政 職給料表の 7級の職務 にある者の 旅費の例に よる。ただ し、内国旅 行の旅費の うち日当、 宿泊料及び 食卓料につ いては、同 条例別表第 1その他の 区分を適用 する。	森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律 第261号）第3条第3項第 2号、第3号及び第3号 の2に該当する職にある 者のうち、前各号に該当 しないものの項（略）			における行政 職給料表の 7級の職務 にある者の 旅費の例に よる。ただ し、内国旅 行の旅費の うち日当、 宿泊料及び 食卓料につ いては、同 条例別表第 1その他の 区分を適用 する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市附属機関設置条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

本市の農業関係機関・団体・農業者等による附属機関を設置し、有機農業実施計画の作成及びその円滑な取組に関する必要な事項を協議し、環境にやさしい農業を実現するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 附属機関に「下呂市有機農業推進協議会」を加えます。

(第1条中別表関係)

- (2) 非常勤の特別職職員に「下呂市有機農業推進協議会委員」を加えます。

(第2条中別表関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)